燃ゆる感動かごしま国体霧島市弁当調製施設選定基準

１　国民体育大会に対しての理解

　　燃ゆる感動かごしま国体の開催基本方針を理解し、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会霧島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当業務に対して協力的であること。

２　営業条件

1. 霧島市内に所在地がある業者。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
2. 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受けている業者。
3. 原則として３年以上の営業実績があること。
4. 燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会が示す食品衛生対策指針及び保健所の指導を遵守されていること。
5. 納税義務が履行されていること。
6. 実行委員会が実施する国体弁当業務に協力的であること。

３　衛生管理

1. 過去３年間、食品衛生法第５４条、第５５条及び第５６条の規定による行政処分がないこと。
2. 食品衛生関係法令に基づき、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理に取り組むとともに、適切に施設管理、運営を行えること。
3. 検食は、原材料及び調理済み食品ごとに５０ｇ程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封して、マイナス２０℃以下で２週間以上保存できること。
4. 加熱処理する場合は、食品の中心部の温度の計測と記録が可能であること。
5. 食品に直接接触する作業に従事する者（臨時職員を含む。容器に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、大会開催前の１ケ月以内に以下の項目について検便（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施すること。なお、検便検査項目にはノロウィルス（抗体検査）も含めることが望ましい。
6. 食品賠償保険等に加入していること又は大会開催期間中は加入できること。
7. 保健所の指導に基づき、調査、検査に協力できること。また、保健所が開催する食品衛生講習会を受講できること。
8. 実行委員会が指定した時刻及び場所に、冷蔵車等を利用して衛生的に配達できること。
9. 食品表示法に基づき、弁当容器に次の項目をラベルシール等で表示できること。

ア　弁当の名称

イ　消費期限（時刻まで表示）

ウ　製造所所在地及び製造者名

エ　原材料名（食品添加物・アレルゲン（特定原材料等）、遺伝子組換え等の表示

を含む。

オ　保存方法

カ　「お早めにお召し上がりください」等、早期の喫食を喚起する旨

キ　「弁当は持ち帰らないでください」等、持ち帰りを禁止する旨

ク　その他食品表示法等関係法規により規定されている表示

４　調製能力

1. 各大会の提供可能数が、平日、土・日曜・祝日とも１調製施設当たり１日３００食以上であること。
2. メニューの日替わりが、５日以上可能であること。

５　対応能力

1. 弁当の納入に当たっては、実行委員会が指定する時間及び場所を厳守し、保冷効果（１０℃以下）が持続するよう冷蔵車等を使用し、引換時間中も待機が可能であり、搬送が容易なダンボール箱等に梱包して納入できること。
2. 配達同日に空弁当箱の回収が可能であること。
3. 単価に応じた弁当の調製が可能であり、環境にやさしい素材で分別が可能な容器、包装紙での提供が可能であること。
4. 単一の施設で、かつ第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
5. 選手・監督、役員等にカロリーや栄養バランス等を考慮したメニューの提供が可能であること。
6. 前日午後６時００分までの発注で、消費期限を当日の午後２時に設定した弁当を翌日の午前１０時３０分までに納入が可能であること。
7. サンプル調査を行うためのサンプルを実行委員会の指示に基づき提供し、当該調査において指摘されたことを改善することが可能であること。
8. 弁当付属品として、割り箸・爪楊枝・お手拭・お茶・持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。
9. 荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

６　その他

　　競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に応じてこの基準を準用する。